資料6-5

貸金業制度等に関する懇談会資料

平成17年7月29日

熊本県商工観光労働部経営金融課

目 次

熊本県に	おける貸金行政の概要等について		1 ~ 3	
資料 1	貸金業者数、苦情・相談件数等		4	
資料 2	申立に基づく日賦貸金業者立入検査結果	ţ	5 ~ 6	
資料3	自己破産申立件数		7	
資料 4	NPO法人「お金の学校くまもと」		8	

熊本県における貸金行政の概要等について

1 登録貸金業者の状況

近年は減少傾向にあった。昨年度は、いわゆるヤミ金融対策法の施行もあり、 大きく減少した。→資料 1 表①のとおり。

貸金業務取扱主任者の選任、登録手数料の引上げなどの登録要件が強化された ことにより、貸付実績の少ない貸金業者が廃業したことが大きな理由と思われる。

2 指導監督の状況

(1) 研修会等の開催

法律の改正等があった場合、随時に研修会等を開催し、改正内容等の周知を 図っている。

また、新規・更新登録者に対する研修会を開催し、業務上の諸注意事項、登録後の変更手続等について説明を行っている。

(2) 立入検査

2~3年に1回の定期又は苦情が寄せられた場合に随時に貸金業者に対し立 入検査を行っている。検査の結果、違反内容が悪質であったり、指導に従わず 業務が改善されない場合は行政処分を行う。

平成16年度は、定期、随時の検査を合わせて211業者を訪問し、その内172業者につき検査を実施した。

(3) 苦情対応

警察OB1名を嘱託として配置し、電話相談等による苦情に対応している。 苦情・相談受付件数については、資料1 表②、③、④のとおり。

(4) 登録申請の際の指導

登録申請者の中で苦情の多い業者及び日賦貸金業者については、(1)の新規・更新登録後の研修会に加え、登録の前に機会を設け業務上の諸注意事項等について指導を行っている。

(5) 「業務上の注意事項」の作成、配布

「業務上の注意事項」を配布するとともに、講習会、立入検査時等に活用。

(6) 行政処分(平成16年度)

登録取消 19件 業務の停止 3件

3 現在の問題点

貸金業者に対する立入検査、苦情申立者等からの聴取調査の結果、本県においては次の問題点が明らかになった。

(1) 日賦貸金業者の特例について

出資法に定められた日賦貸金業者の業務の方法で、貸金業者が貸付期間の50/100以上の日数にわたり自ら集金に出向かなければならないという集金要件については、交通手段及び銀行振込等による返済手段が発達した今日の状況から資金需要者にとって必要のないものとなっている。逆に、この要件があることにより一般の貸金業者より高い金利で貸付けができるとの理由で日賦貸金業者としての登録が行われている実態もある。

返済期間の要件については、貸付残高を維持したいという貸金業者の事情 と借り入れたいという債務者側の事情から貸付期間はほとんど 1 ヶ月前後とな っており、事実上、この要件は守られていない状況にある。

また、貸付の相手方に関する要件については、貸金業者の与信審査時の職業確認が不十分な例が多く、また、資金需要者においても借り入れたいという理由から職業を偽った申告をしている例も多い。

このように、日賦貸金業者が業務の方法を守ることにより一般の貸金業者より高い金利で貸付けることを認めている日賦貸金業者の特例は、交通、返済手段等が発達した今日においては資金需要者の利益に合致していないと思われることから検討が必要。

(2) 保証業者対策について

金銭の貸付けに際して、資金需要者と保証業者との間で保証契約を締結する例が見られるが、貸付金の借換えや借増し毎に新たな保証契約を締結し保証料を納めなければならない反面、保証業者による代位弁済が適切に行われているか懸念される状況が見られるなど、保証業者のあり方や保証業者に支払った保証料が出資法に規定する高金利に当たるのではないかとの問題がある。

保証業者については、法律上の規定がなく権限も及ばないことから、関与ができないのが実態。保証業者の業務内容について貸金業の登録権者に一定の報告を義務づけるなど、保証業の法的な位置づけを明確にし、規制の対象とすることが必要。

(3) 過剰貸付等について

苦情相談者の債務状況を見ると、およそ5~10社の貸金業者から返済能力 を超えて借入れをしている場合が多い。

貸金業者に対して、貸付けに当たっては金融庁の事務ガイドラインを参考に 50 万円又は年収の 10 %以下とするよう指導しているが、県登録の貸金業者が 貸し付けるときには、既に財務局登録の貸金業者からの借入れもあり、この基準を超えることになる場合が多く、指導は守られないのが実情。

日賦貸金業者に至っては、一般の貸金業者から借入ができなくなった資金需要者に貸し付けている現状がある。多くの場合貸付の相手方の要件は守られず、 日賦貸金業者はリスクの高い資金需要者を相手にする貸金業者としての役割を 負う。

その結果、貸金業者としては、保証人や保証業者による保証をつけさせざるを得ない状況にある。

また、返済期間を短くし、頻繁に借換えの貸付契約を締結し、その度に保証料を納めさせるなど、計画的に貸付債権の保全を図っている貸金業者もいる。

以上のような状況があることから、貸金業者の与信審査の厳格化に対する指導強化が必要であるとともに、資金需要者等に対する教育も重要と思われる。

(4) 行政処分について

貸金業者に対し業務の停止を命ずる場合、行政手続法に基づき弁明の機会を付与するが、その通知後すぐに廃業の届出をしたり、聴取・調査の段階で廃業をする貸金業者がいる。

自主的な廃業ということで処分と同様の効果はあると思われるが、このような貸金業者は、廃業後、別の名義で登録を申請してくる場合があり、結果と して処分の効果が無くなってしまうことになる。

一方、登録の取消の場合は、処分のための意見陳述の機会を与える聴聞の通知があった日以降に廃業の届出をした場合には、その後5年間は登録ができないこととなっている。

業務の停止と登録の取消では処分の重さが違うことからこのような取扱いとなっていると思われるが、業務の停止の処分についても処分逃れを許さない取扱いが必要。

4 今後の方針等

貸金業者に対する立入検査、聴取調査等を行う中で、上記3で述べた資金需要者の利益の保護にとって障害となるような問題があることがわかったが、これらの問題が改善されることにより、資金需要者は不要な経済的負担を負うことが少なくなるとともに苦情件数も減ってくるものと思われる。

さらに、研修会、立入検査等による指導監督を今後も充実していくことにより 貸金業者の業務の適正化を図り、消費生活担当部局に対する情報提供など消費者 対策の支援にも積極的に取り組んでいく。

表① 知事登録貸金業者の状況

年度	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
種別						(6月末)
法人	233	205	194	177	1 4 6	1 4 5
個 人	353	3 1 9	309	291	184	178
計	586	5 2 4	503	468	3 3 0	3 2 3
うち日賦	8 8	7 5	7 4	6 4	5 0	5 2

表② 苦情・相談受付件数

受付機関 年度	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
経営金融課	293	2 4 6	4 2 9	634	4 3 8
県消費生活センター	1, 590	2, 141	3, 246	4, 808	2, 755

表③ H16年度経営金融課苦情・相談受付件数の内訳

<u> </u>			114	<u> </u>	- J I J II/ C		
		苦	情 処	理 総	括	その他	
		国登録	県登録	うち日賦関係	無登録	相談	計
法	取立行為	1 5	118	94		0	1 3 3
令	契約内容	1	8	6		0	9
違	金 利	0	5	1		1	6
反	その他	7	3 7	23		0	4 4
債	務 整 理	3 5	3 7	25		9	8 1
法名	合等 違 反 以 外	10	4 0	15		8	5 8
無	無登録の疑い				106	1	107
	計	6 8	2 4 5	164	106	1 9	4 3 8

表④ 九州各県における日賦貸金業者に対する苦情・相談の状況(H15年度)

県 名	日賦貸金業者数	全業者に対する割合(%)	苦情件数
福岡県	9 6	6. 7	3 8
佐賀県	6	5. 5	3
長崎県	5 6	18.4	4 5
大分県	3 4	15.7	7
宮崎県	4 1	20.2	2 7
鹿児島県	1 3	5. 5	0
沖縄県	3 7 2	45.5	290
熊本県	6 4	13.8	176

一斉行政処分の申立の対象となった日賦貸金業者の状況等

1 申立概要

申 立 者 苦情申立者70名及び熊本県弁護士会消費者問題対策

委員会等

申 立 日 平成16年8月4日

対象日賦貸金業者 36社(うち6社は既に廃業、1社は月掛け業者)

苦情総数 213件

2 苦情の概要

	件数	苦情延件数に占める割合(%)
苦 情 総 数	2 1 3	
①契約書面不交付	3 8	6. 9
②受取証書不交付	6 1	11.1
③取立行為の違反	100	18.3
④日賦3要件違反		
貸付の相手方	155	28.3
返済期間	5 7	10.4
集金方法	1 3 7	25.0
苦 情 延 件 数	5 4 8	100

※苦情の内容

- ①契約書面不交付・・・・貸金業規制法(以下、「法」。)第17条に規定する貸付証書、保証契約書等の不交付
- ②受取証書不交付・・・・法第18条に規定する受取証書の不交付
- ③取立行為の違反・・・・法第21条第1項に規定する取立行為の規制違反
- ④日賦3要件違反・・・・出資法附則第9項に規定する業務の方法を守らない営業

※取立行為の違反の苦情例

- ・暴力的な態度、乱暴な言葉等による威迫
- 午後9時から午前8時までの時間帯における電話、訪問
- ・勤務先への電話、訪問
- ・弁護士等からの通知を受けた後の支払請求
- ・支払義務のない者への支払請求
- ・車による連れ回し(連帯保証人探し)

3 日賦3要件の遵守状況

立入検査における苦情申立者に関する調査及びその他債務者のサンプル調査の結果、以下の事項が認められた。

(1) 貸付の相手方の要件

- 調査を終えることができた貸金業者の9割について違反あり。
- ・ 職業の確認については、資金需要者の自己申告を信用していると弁明する など、貸金業者による職業確認が不十分な例多し。
- 従業者数についても自己申告を信用した取扱いを行っている。

(2) 返済期間の要件

- ・ 貸付契約書には100日以上の貸付期間が記載されているが、ほとんど1ヶ月前後の期間で借換えが行われている。これには債務者の都合もあると思われる。
- ・ 貸付契約後20日から1ヶ月を過ぎると貸金業者側から借換えを勧める例 あり。

(3) 集金方法の要件

- 調査を終えることができた貸金業者の6割について違反あり。
- 貸金業者は、集金をしないのは債務者の都合によるものと弁明する。
- ・ 集金以外の弁済の方法としては、持参、貸金業者が管理する銀行預金口座 への振込み、電信為替による返済の事例が多い。
- ・ 集金の場合でも、数日、1週間又は2週間に1回等の間隔で集金を行っている場合がある。

平成16年 自己破産申立件数

順位	都道府県名	自己破産	人口(推計)	人口比
		申立件数	(H16. 10. 1)	(10万人当たり)
1	高知県	2,162	803,000	269.2
2	福岡県	12,785	5,058,000	252.8
3	大分県	2,998	1,215,000	246.7
4	鹿児島県	4,325	1,769,000	244.5
5	長崎県	3,653	1,495,000	244.3
6	佐賀県	2,120	870,000	243.7
7	宮崎県	2,806	1,162,000	241.5
8	大阪府	20,216	8,814,000	229.4
9	北海道	12,513	5,644,000	221.7
10	熊本県	4,080	1,852,000	220.3
11	青森県	3,115	1,452,000	214.5
12	山口県	3,206	1,504,000	213.2
13	東京都	24,739	12,378,000	199.9
14	広島県	5,632	2,878,000	195.7
15	鳥取県	1,168	609,000	191.8
16	宮城県	4,292	2,371,000	181.0
17	岡山県	3,405	1,952,000	174.4
18	京都府	4,519	2,638,000	171.3
19	兵庫県	9,553	5,587,000	171.0
20	秋田県	1,930	1,159,000	166.5
21	和歌山県	1,680	1,050,000	160.0
22	岩手県	2,213	1,395,000	158.6
23	愛媛県	2,323	1,477,000	157.3
24	沖縄県	2,033	1,359,000	149.6
25	奈良県	2,101	1,431,000	146.8
26	徳島県	1,144	813,000	140.7
27	福島県	2,963	2,106,000	140.7
28	香川県	1,399	1,018,000	137.4
29	島根県	1,018	749,000	135.9
30	新潟県	3,322	2,452,000	135.5
31	千葉県	8,038	6,039,000	133.1
32	愛知県	9,077	7,192,000	126.2
33	栃木県	2,534	2,013,000	125.9
34	群馬県	2,535	2,033,000	124.7
35	石川県	1,467	1,179,000	124.4
36	山形県	1,495	1,223,000	122.2
37	静岡県	4,561	3,795,000	120.2
38	神奈川県	10,481	8,732,000	120.0
39	岐阜県	2,461	2,110,000	116.6
40	埼玉県	8,054	7,047,000	114.3
41	三重県	2,062	1,864,000	110.6
42	福井県	862	825,000	104.5
43	山梨県	925	886,000	104.4
44	長野県	2,307	2,211,000	104.3
45	滋賀県	1,390	1,372,000	101.3
46	茨城県	2,827	2,989,000	94.6
47	富山県	913	1,117,000	81.7
	合 計	211,402	127,687,000	165.6

(自己破産申立件数は、最高裁判所集計)





お金に関する消費者教育を

多重債務を始めとする金融関係の問題は近年益々増えています。この問題を少しでも無くそうと徳村さんが立ち上げたのが「消費者教育NPO法人お金の学校くまもと」。金銭教育・消費者教育のプログラム開発を行い、学習会などを通じた予防活動を行っています。学校関係からの学習会の依頼も多く、従来の知識習得型ではない体験型の学習会を実施したり、「おこづかいについて」など身近なテーマでの講演会や実践発表会を開催したりと、その活動は好評です。今後、債務者の生活再建支援活動としてクレジットカウンセリング、債務者教育、体験者の交流活動を行うことも予定しています。

1冊の本との出逢い

徳村さんは27歳の時に消費生活アドバイザーの資格を取得し、その後、 熊本県消費生活センター相談員として多くの相談を受けられていました。 多重債務を抱える人に対し、破産制度の説明や法律相談を勧めるなどの対応をしながらこの問題の要因の多様さを痛感。「けして他人事ではない多重債務。この問題をどうすれば防げるか、自分に出来ることは?と悶々としていた時に出会ったのが『クレジットカウンセリング』という横浜国立大学の西村隆男教授の本だったのです。その中には私が感じていた疑問への答えが全て書いてありました。その後本当に幸運な偶然があって西村教授に会うことができたのです。」さらに西村教授から紹介された、東京でクレジットカウンセリングを行っているNPOを訪ねたり、多重債務問題に詳しい弁護士が開いている勉強会に半年通ったりと、徳村さんの"何かができる"という思いが行動力となって広がっていきました。2001年に同じ元相談員の仲間と「クレジットカウンセリング研究会くまもと」を発足。また、2004年9月に司法・行政・福祉・教育など様々な分野の方々が加わり「消費者教育NPO法人お金の学校くまもと」が生まれました。

初心を忘れず取り組んでいきたい

NPO法人化してからは、個人としては受けにくい委託事業などが可能になり無償ボランティアではなく事業として行うことを説明しやすくなったそうです。しかし、活動への信用をどう確保するか、支援機関のネットワークづくり、活動資金の捻出、具体的な運営方法などまだ課題は山積み。しかし仲間と一緒に初心を忘れないで少しづつ真摯に取り組みたい、と徳村さ

んは話されます。「私たちのオリジナルの消費者教育プログラムをもっとたくさん開発し、 普及をしていきたい。また、他にも多重債務 者問題の未然防止活動を行うところが増え て連携ができればいいと思います。」と今後 の夢も語ってくださいました。



のための支援組織を設立。多重債務などの問題解決必要性を痛感。

5+1/30 303

仕事に就こうと27 歳の時に通信教育で 消費生活アドバイザーの資格を取得。子 育でをしながら熊一 県消費生活セシター 相談員として勤務。

2000年に退職後熊 本県金融広報を与バラ で金融広報で活動。多 重債務が選性をあり、 連債務が要性をより 2001年間として シジリト会くま を作る。

2004年弁護士。福 和士、社会福祉立ち は存れな分野の方を としたりたりたり 大を設立さいを 大を表記ではを開催 するなど活動を展開。

消費者教育NPO法人「お金の学校くまもと」 熊本市御幸笛田7-6-10 Tel.096-384-4453(留守電) E-mail:mica@mtj.biglobe.ne.jp